

南海トラフ地震防災対策推進計画

(令和3年度)

八 丈 町

目 次

第 1 章 対策の方針	1
第 1 節 事前対策の目的等	1
第 2 節 南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方	1
第 2 章 町、都及び防災機関の役割等	2
第 1 節 町、都及び防災機関等の役割	2
第 1 八丈町	2
第 2 東京都	2
第 3 指定地方行政機関	2
第 4 自衛隊	2
第 5 指定公共機関	2
第 6 指定地方公共機関	2
第 7 協力機関	2
第 2 節 町民と地域の防災力向上	3
第 1 自助による町民の防災力向上	3
第 2 地域による共助の推進	3
第 3 事業所による自助・共助の強化	3

第3章 南海トラフ地震等防災対策	5
第1節 災害予防対策	5
第1 緊急整備事業	5
第2 地震・津波対策の推進	6
第3 避難等対策	8
第4 広報及び教育	13
第5 事業所に対する指導等	16
第6 防災訓練の充実	19
第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策	20
第1 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応	22
第2 住民等の避難	22
第3 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた機関ごとの対策	23
第4 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた各施設等の取るべき対策	24
第3節 災害応急対策	25
第1 津波情報の収集・伝達	25
第2 避難	32
第3 応急活動体制	37
第4 災害救助法の適用	37
第5 救出・救助・救急活動体制	37
第6 消防・危険物対策	41
第7 相互応援協力・派遣要請	42
第8 警備・交通規制	43
第9 飲料水・食料・生活必需品等の供給	45
第10 水道、電気、ガス、通信施設等の応急・復旧対策等	48
第11 公共施設等の応急・復旧対策	49

第1章 対策の方針

第1節 事前対策の目的等

平成25年5月公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めるものである。

南海トラフ巨大地震等が発生し、これに伴う津波による被害が発生した場合に取るべき応急災害対策活動体制を定めるとともに、避難計画の策定や物資の備蓄等の予防対策など、町の特質を考慮した対策計画を定め、町、都、各防災機関等が一体となって災害対策の推進を図ることを目的に策定する。

- 1 南海トラフ巨大地震等の発生に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、町、都、各防災機関等の取るべき予防・応急対策の基本的事項を定める。
- 2 この対策は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）同法第5条の規定に基づく推進計画とする。（第3条で指定された南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に関する部分）
- 3 町及び各防災機関等は、ここでの対策に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、防災対策を実施するものとする。

第2節 南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方

「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」では、町に最大18mを超える大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、推進地域に指定された（平成26年3月31日内閣府告示第21号）。

地域における防災対策については、以下の2つの視点の下、推進していく。

- <視点1> 「津波による人的被害ゼロ」を目指した迅速な避難対策
- <視点2> 孤立する可能性がある町の地域特性を踏まえた対策

第1章から第3章では、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」で明らかになった町における人的被害などを踏まえ、津波対策を中心に記載する。（南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定については、地域防災計画震災対策編第1部第2章第3節「被害想定」P7参照）

第2章 町、都及び防災機関の役割等

第1節 町、都及び防災機関等の役割

町、都及び防災機関の役割は、地域防災計画震災対策編第2部第1章第2節「町、都及び防災機関等の役割」(P21)に準ずるが、南海トラフ地震等防災対策に係る役割については、本節以下の各事項において定める。

第1 八丈町

地域防災計画震災対策編第2部第1章「町、都及び防災機関等の基本的責務と役割」(P19)に準ずるほか以下のとおり。

- 1 南海トラフ地震災害対策の連絡調整に関すること。
- 2 南海トラフに係る災害の予防、応急対策及び災害復旧に関すること。

第2 東京都

地域防災計画震災対策編第2部第1章「町、都及び防災機関等の基本的責務と役割」(P19)に準ずるほか以下のとおり。

- 1 南海トラフ災害対策の総合調整に関すること。
- 2 南海トラフ地震による被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。

第3 指定地方行政機関

地域防災計画震災対策編第2部第1章「町、都及び防災機関等の基本的責務と役割」(P19)に準ずる。

第4 自衛隊

地域防災計画震災対策編第2部第1章「町、都及び防災機関等の基本的責務と役割」(P19)に準ずる。

第5 指定公共機関

地域防災計画震災対策編第2部第1章「町、都及び防災機関等の基本的責務と役割」(P19)に準ずる。

第6 指定地方公共機関

地域防災計画震災対策編第2部第1章「町、都及び防災機関等の基本的責務と役割」(P19)に準ずる。

第7 協力機関

地域防災計画震災対策編第2部第1章「町、都及び防災機関等の基本的責務と役割」(P19)に準ずる。

第2節 町民と地域の防災力向上

自助又は共助による地域の防災力向上については、地域防災計画震災対策編第2部第2章「町民と地域の防災力向上」(P29)に準ずるが、本節では、町における南海トラフ地震等の対策として必要な取組みについて定める。

第1 自助による町民の防災力向上

町民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自ら守る」ために必要な防災対策を推進する。

短時間に巨大津波が到達することを踏まえ、迅速な避難行動の確保のために町民は以下の取組みに努める。

- 1 避難方法、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難先、避難誘導策等を確認しておく。
- 2 医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 3 家族で地震発生時における役割分担、避難、連絡方法、安否確認方法等をあらかじめ話し合っておく。また、各自の行動予定を確認しておく。
- 4 町、都、自主防災組織等が行う防災訓練又は防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識及び行動力を高める。
- 5 地域ごとの津波避難計画の策定へ参画する。
- 6 避難行動要支援者がいる家庭では、町の定める要件に従い、差し支えがない限り、町が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。
- 7 物資等の供給が途絶することが想定される。各自、まずは地域で自活するという備えが必要となることを踏まえて、可能な限り1週間分程度の日常備蓄を確保するよう努める。
- 8 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際には、その後津波を伴う地震が発生する可能性があることを踏まえ、日常生活を行いつつできるだけ安全な行動をとるという観点から、町からの情報を十分に確認し、あわせて避難先、避難方法、備蓄物資の確認等を行う。
- 9 事前避難対象地域の住民等は、自らの生命を自ら守るために事前避難等の適切な行動をとる。

第2 地域による共助の推進

消防団又は自主防災組織の活動の充実強化により、地域における共助の取組を進めていく。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、発災時、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合等における地域の支援体制を整備する。

- 1 避難行動要支援者名簿等による、地域の要配慮者の把握
- 2 避難の際、要配慮者を支援する連絡体制の強化
- 3 行政、地域内の企業、事業所との連携又は協力体制の強化

第3 事業所による自助・共助の強化

- 1 事業者は、従業員を保護するとともに、事業継続を図るため、可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄を確保する。
- 2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の事前避難対象地域等について確認を行う。
- 3 地域における共助の取組に協力するよう、行政、自主防災組織等との連携や協力体制を強化する。
- 4 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの津波避難計画を策定するなど、観光客等を安全に避難させるよう支援を行う。

第2章 町、都及び防災機関等
第2節 町民と地域の防災力向上

- 5 特別措置法第7条に基づき、南海トラフ地震防災対策計画の作成を義務付けられている事業者は同計画の策定を行う（詳細は、第3章第1節第5「事業所に対する指導等」P16参照）。

第3章 南海トラフ地震防災対策

第1節 災害予防対策

本節では、特別措置法第3条で指定された推進地域に係る整備事業の推進及び町における津波被害等を軽減するための災害予防対策について定める。

第1 緊急整備事業

南海トラフ巨大地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することにより町民の生命及び財産を守るため、町及び都は、あらかじめ避難場所、避難経路、海岸保全施設等各種防災関係施設の整備を推進する必要がある。これらの防災関係施設の整備につき、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災対策緊急事業五箇年計画へ反映させ、関連事業との整合を図りつつ早急にその整備を図るものとする。

町は、特別措置法第5条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号。以下「特別措置法施行令」という。）第1条の規定に基づき、下記の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を別に定めその整備推進に努める。

（1）地震防災上緊急に整備すべき施設等

次に掲げる施設等で当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。

① 避難場所

最大クラスの津波に対し、人命を守ることを目的として、高台等の安全な地域に避難場所の整備を図ること。

② 避難経路

避難時間の短縮、避難経路の安全性の向上等、避難の円滑化を図るため、避難経路の整備を図ること。

③ 避難誘導及び救助活動のための拠点施設等

消防団による避難誘導のための拠点施設や緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他消防用施設の整備を図ること。

④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

消防用資機材の運搬に支障があるなど、消防活動が困難な区域を解消する道路の整備を図ること。

⑤ 延焼防止上必要な道路若しくは公園等

木造住宅が密集するなど、火災延焼の危険がある区域において、延焼防止に必要となる道路、公園その他の公共空地等の整備を図ること。

⑥ 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート、港湾施設等

人員・緊急物資・復旧用資機(器)材等の輸送機能を確保するために必要となる施設の整備を図ること。

⑦ 海岸保全施設等

津波による被害の発生を防止又は軽減することにより、円滑な避難を確保するため、海岸保全施設や津波防護施設の整備を図ること。

⑧ 砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要となる砂防施設、地すべり防止施設等の整備を図ること。

- ⑨ 公的医療機関、社会福祉施設、その他改築、補強を要するもの
発災時に重要な役割を果たす公的医療機関、要配慮者に係る社会福祉施設及び小中学校等において、改築、補強等必要な整備を図ること。
- ⑩ 農業用排水施設
農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修等を要するものについて、整備を図ること。
- ⑪ 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
防災拠点としての機能を有する庁舎など、発災時に応急対策の拠点となる地域防災拠点施設の整備を図ること。
- ⑫ 防災行政無線設備等
発災時において、迅速かつ的確な被害等状況の把握や町民への災害情報の伝達を行うために必要となる、防災行政無線設備等の整備を図ること。
- ⑬ 被災者の生活に不可欠なものを確保するための施設又は設備
被災者の生活に必要な飲料水、食料等を確保するため、貯水槽、備蓄倉庫、その他施設又は設備の整備を図ること。
- ⑭ 救助用資機材、その他の物資の備蓄倉庫
発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要となる救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備を図ること。
- ⑮ 救護設備、その他の設備又は資機材
発災時に負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図ること。

第2 地震・津波対策の推進

(1) 対策内容と役割分担

「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、浸水被害を軽減するとともに、必要な耐震強化等に取り組む。

なお、発生頻度の高い地震・津波に対しては、海岸保全施設等の構造物で防護するための対策を講じるとともに、発生頻度は極めて低いものの最大クラスの地震・津波に対しては、避難対策等により人命を守ることを目標とする。

機関名	対策内容
町（総務課）	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難場所、避難路等について、発生頻度は極めて低いものの最大クラスの地震・津波を想定した整備等を推進する。 2 地域の実情を踏まえつつ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定するなど、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を踏まえ、町の津波対策を支援する。 2 救出救助活動等に伴う人員や物資の輸送について、船舶のみならず、ヘリコプター等を活用するなど輸送体制の複線化を検討する。 3 救出救助活動等を行うヘリコプターに必要な燃料確保策を検討する。

機関名	対策内容
都総務局 警視庁 東京消防庁	1 リアルタイムでのヘリテレ映像を、都、警視庁及び東京消防庁で共有するための検討を行う。
都環境局	1 再生可能エネルギーの導入など、防災力の向上に資する自立・分散型エネルギーの導入を支援する。
都産業労働局	1 漁船又は養殖施設の係留促進及び漁業用燃料タンクの耐震化・耐波浪化を事業者等へ働き掛ける。
都建設局	1 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づく技術的な検証を踏まえ、海岸保全施設等の整備を促進する。 2 町が策定する津波避難計画等を踏まえて、迂回路又は代替路の確保を検討する。
都港湾局	1 東日本大震災後の想定地震・津波見直し等を踏まえ、護岸などの海岸保全施設や港湾・漁港施設の整備を進める。 2 発災時における人員や緊急物資等の緊急輸送機能を確保するため、港湾・漁港・空港施設の改良等を実施する。 3 既存施設の改良等に当たっては、津波に対して倒壊しにくい構造に改良するなど、津波低減効果を高める。 4 津波第1波到達までに高台等への避難が困難な港湾・漁港区域に津波避難施設を整備する。

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課）》

- 1 避難場所・避難施設、避難路・避難階段等について、発生頻度が少ない最大クラスの地震・津波想定を踏まえ、整備、指定等を着実に推進する。
- 2 夜間、季節等の状況に応じて円滑な避難が可能となるよう避難体制を確立するため、必要に応じて避難路や夜間照明の整備を推進する。
- 3 町は、都と連携し、地域の実情を踏まえつつ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定するなど、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりに取り組んでいく。

《都港湾局》

- 1 想定地震・津波に対して、港湾・漁港施設等の耐震性・耐波性の向上を図るため、施設の改良等を実施する。
- 2 防波堤等を津波に対して倒壊しにくい構造に改良し、津波低減効果による減災効果を高めていく。

《都総務局》

- 1 南海トラフ巨大地震等に関し、人的・物的被害等を検証し、町に提供するなど、町の津波対策を支援する。

《都総務局》《警視庁》《東京消防庁》

- 1 ヘリテレ映像のリアルタイム受信を可能とし、都、警視庁及び東京消防庁で共有する体制の実現に向けた検討を行う。

《都環境局》

- 1 再生可能エネルギーの導入など、防災力の向上に資する自立・分散型エネルギーの導入を支援する。

《都建設局》《都港湾局》

- 1 「首都直下地震等による東京の被害想定」等に基づく技術的な検証を行い、護岸等の海岸保全施設や港湾・漁港施設の整備を進める。

第3 避難等対策

(1) 事前避難対象地域の指定

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、地域住民等が後発地震発生後の避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として事前避難対象地域をあらかじめ定める。

また、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として住民事前避難対象地域を、事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として高齢者等事前避難対象地域を、以下のとおり定める。

【事前避難対象地域】

事前避難対象地域として、標高 30m以下に係る行政区を指定する。

地域名	対象行政区
三根地域	東畑、洋望、底土、出廻、神湊東、神湊西
大賀郷地域	楊梅ヶ原下、大里1、大里2、八戸、千鳥1、千鳥2、千鳥3、千鳥4
中之郷地域	藍ヶ江
末吉地域	洞輪沢

【住民事前避難対象地域】

住民事前避難対象地域として、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」で想定される最大の津波高である標高 18.07m以下に係る行政区を指定する。

地域名	対象行政区
三根地域	底土、神湊東、神湊西
大賀郷地域	大里1、大里2、八戸、千鳥1、千鳥2、千鳥3
末吉地域	洞輪沢

【高齢者等事前避難対象地域】

高齢者等事前避難対象地域として、標高 18.07～30mに係る行政区を指定する。

地域名	対象行政区
三根地域	東畑、洋望、出廻
大賀郷地域	楊梅ヶ原下、千鳥4
中之郷地域	藍ヶ江

(2) 津波避難計画の策定等

① 対策内容と役割分担

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、最新の被害想定等を踏まえた津波浸水想定に基づき、町は津波避難計画及びハザードマップの作成を行う。

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が実施する津波浸水想定に基づき、町は、津波ハザードマップを作成し、津波対策の充実を図る。 2 推進計画に基づき、避難対象地域、避難場所、避難経路等を記載した津波避難計画を策定する。 3 町民による地域の津波避難計画作成を促し、町民等への理解を深める。 4 国、都などの庁舎等や民間施設を含む津波避難施設を適切に指定する。
都総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波浸水想定に基づくハザードマップ基本図を提供し、町のハザードマップ作成を支援する。 2 関係各局及び島しょ町村で構成される連絡会において、各町村と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめとした津波対策を推進する。 3 津波浸水想定に基づき、町に対して、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画のモデルを提供する。
都各局	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所や学校などの施設において、利用者等の安全を確保し、迅速かつ確実な避難を行うため、津波避難計画を策定する。

② 詳細な取組内容

《町（総務課）》

- 1 地域ごとの浸水域を町民、観光客等に示し、迅速かつ確実な避難により人命を守るため、津波浸水ハザードマップを作成・配布する。
- 2 避難対象地域、避難場所・避難経路の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
- 3 津波避難計画の策定に当たっては、町民による地域ごとの津波避難計画の作成を支援し、津波避難に関して町民等の理解を深める。
- 4 最大クラスの津波に対応できる避難場所として、国、都等の庁舎等及び民間施設を含む

津波避難施設の適切な指定を行う。

- 5 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、町民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、町長は、あらかじめ、津波発生時の対応について町民等に周知、徹底しておくものとする。
- 6 地震発生後の海面状況の監視、避難指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、海水浴場管理者等の観光施設等管理者の協力が得られるようにしておく。また、避難場所等を定め、町民等に周知、徹底を図る。

《都総務局》

- 1 町における地域ごとの浸水域などについてより詳細な検討を行った上で、その結果をハザードマップ基本図として町に提供するなど、町の津波防災対策を支援する。
- 2 町と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめ、それぞれの実情や課題に即した実効性のある対策を町とともに推進していく。
- 3 津波浸水想定に基づき、町に対して、避難行動、避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画のモデルを提供する。

《都各局》

- 1 事業所や学校等の施設において、迅速かつ確実な避難を行うため、災害の状況に応じ、施設職員等が協力して、利用者等の安全確保が図れるよう、津波避難計画の作成等を行う。

(3) 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

① 対策内容と役割分担

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、町は、津波警報、注意報等の情報を迅速・的確に収集し、町民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を構築する。

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報、注意報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関して、都、及び港湾管理者等と共に検討し、体制を構築 2 防災行政無線の整備・充実
都総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報、注意報等の情報を迅速・的確に収集し、町や避難が必要な者に、いち早く伝達する体制を構築

② 詳細な取組内容

《町（総務課）》

- 1 防災行政無線の整備・充実により、関係防災機関等との間で通信を確保する。

《都総務局》

- 1 気象庁とのホットラインなどにより、津波警報、注意報等の情報を迅速・的確に収集する。

《町（総務課）及び都総務局》

- 1 津波警報、注意報等の情報伝達に際して、防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、

津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。

- 2 町民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報、注意報等の情報伝達網と津波ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深める。

(4) 津波予測等に対する避難誘導

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課、福祉健康課）	1 町民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。
都総務局	1 津波警報、注意報等に関して、避難が必要な者に、いち早く正確に情報を伝達する体制を整備する。

② 詳細な取組内容

《町（総務課、福祉健康課）》

- 1 津波の危険性を正確に町民等に認識させるため、国等と連携して津波情報の伝達及び避難指示を的確に実施し、町民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。
- 2 要配慮者に対する避難支援対策については、地域防災計画震災対策編第2部第9章第5節【予防対策】第4「要配慮者対策」（P188参照）に基づき実施する。

《都総務局》

- 1 津波警報、注意報等が発表された際にいち早く正確に情報を伝達するなど、町民、労働者、観光客、船舶等の迅速な避難誘導を促し、安全な避難態勢を確保する。

(5) 避難所の事前指定等

避難指示を行った場合、避難者等を安全な場所に収容し、保護する必要があることから、あらかじめ避難所等を指定し、町民へ周知するなど、円滑な避難を推進する。

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	1 避難所の指定・確保及び町民への周知 2 避難所の安全性確保 3 避難所において太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入を検討 4 観光客等の一時滞在者への対応の検討
都総務局	1 避難所等の町民への周知 2 町が実施する避難所機能の強化を支援
八丈支庁	1 避難所の選定について、町を支援
島しょ保健所 八丈出張所 (都福祉保健局)	1 支庁からの報告等に基づき、避難所（福祉避難所含む）の所在地等について把握 2 避難所の衛生確保についての指導 3 法人設置の社会福祉施設等の福祉避難所指定を支援
都教育庁	1 避難所に指定されている都立学校における避難所運営支援

② 詳細な取組内容

《町（総務課）》

- 1 避難場所の指定・確保
(地域防災計画震災対策編第2部第9章第5節【予防対策】第2-2「避難所の指定」P183参照)
- 2 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に報告する。
- 3 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
(ア) 避難所は、原則として、自治会・地区組織又は学区を単位として指定する。
(イ) 避難所は、耐震・耐火構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
(ウ) 避難所に受入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。
- 4 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、避難者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- 5 避難所に指定した建物については、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、日頃より避難所機能の強化を図る。
- 6 避難所に指定した建物については、平常時より、町職員等の中から担当者を割当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。
- 7 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成し、関係機関に周知する。

《都総務局》

- 1 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所、避難所などの役割、安全な避難方法について、町と連携を図りながら周知していく。
- 2 町が実施する避難所機能の強化について助言するなど、安全・安心な避難所生活の確保を支援していく。

《都福祉保健局》

- 1 「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」及び要配慮者対策に係る各指針に基づき、「避難所管理運営マニュアル」などの作成における取組みを支援する。
- 2 法人設置の社会福祉施設等について、町による福祉避難所への指定を支援する。

《都教育庁》

- 1 避難所に指定されている都立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、町職員との役割分担について、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定し、避難所運営を支援する。

第4 広報及び教育

南海トラフ地震等による災害に適切に対応するためには、町民及び職員等が地震及び津波に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

町は、町民が南海トラフ地震等災害に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

(1) 防災広報

地震・津波災害に対応するため、平常時から、津波の高さ・津波の到達時間、防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

また、津波防災意識の啓発、教育及び観光客の安全確保など、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、的確な判断に基づいた行動ができるための広報活動を行う。

更に、地域の自主防災組織の育成やその活用、商工会、PTA、その他の公共的団体、事業所等の協力を得るなど多様な手段を活用し広報を行う。

① 主な実施事項

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 3 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (ア) 津波予報発表時から発災時における避難誘導や防災措置・各種規制の内容の広報
 - (イ) 津波発生に関する被害程度、津波の高さ、津波の到達時間の広報
 - (ウ) 津波に対する心得の広報
 - (エ) 津波発生時の注意事項、繰返し来襲する津波に関する注意事項の広報
 - (オ) 民心の安心のため津波予報が発せられた際の防災機関が行う措置の広報
- 4 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止策等、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上取るべき行動に関する知識
主な例を示すと次のとおりである。
 - (ア) 道路交通の混乱防止のための広報
 - a. 津波予報が発せられたときの交通規制の内容
 - b. 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - c. その他防災上必要な事項
 - (イ) 電話の輻そうによる混乱防止のための広報
 - a. 津波予報が発せられたときの電話利用の自粛
 - b. 回線の輻そうと規制の内容
 - (ウ) 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - a. 生活関連物資取扱店の営業
 - b. 生活物資の物流状況と買い急ぎを控えてほしいこと
 - (エ) 預金引出しなどによる混乱防止のための広報
 - a. 金融機関の営業状況及び急いで引出しをする必要のないこと
 - (オ) 電機、ガス等の使用上の注意
- 5 正確な情報の入手方法
- 6 関係防災機関が講じる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 9 地域住民等自らが実施し得る、可能な限り1週間分程度の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止策等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措

置の内容や実施方法

② 広報の方法

1 テレビ、ラジオ、新聞等による広報

(ア) 各放送機関は、南海トラフ地震等情報番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。

(イ) 都及び各防災機関は、提供番組等を通じて南海トラフ地震対策の内容の周知に努める。

2 インターネット等による広報

ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

3 印刷物による広報

広報をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。

4 イベント、講演会等による広報

防災展又は津波防災の日におけるイベントの実施、講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。

③ 町による広報

町は、防災行政無線による広域的広報、インターネット等による速報的な広報、広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報により実施する。

また、津波に関する看板の設置、町民等へのハザードマップ等の配布などにより、避難方法等の周知徹底を図る。

1 印刷物による広報

「広報はちじょう」をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。

2 イベントや講演会等による広報

防災展等のイベントや講演会を通じ、防災知識の普及を図る。

3 インターネット等による広報

ホームページに情報を掲載する。

④ 事業者による広報

1 宿泊所及び船客待合所等をはじめ不特定多数の者が立寄る施設では、現地の地理に不案内な観光客向けのチラシ又はパンフレットにより、避難場所、避難経路等の広報を行うよう留意する。

2 電気事業者・ガス事業者は、電気、ガス等の町民等への使用上の注意など、二次災害防止に関する広報を行う。

3 通信事業者は、インターネット等により、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及を図る。

4 船舶運行事業者は、船客待合所や船舶内等不特定多数の者が立寄る施設等では、チラシやパンフレットにより、避難場所や避難経路等の広報を行うよう留意する。

(2) 教育指導

① 児童・生徒に対する教育

町（教育課）、都、町内学校等においては、次の事項について、児童・生徒に対する地震防災教育を実施する。

1 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」において、指導することが必須となっている基本的事項に基づき、指導する。

- (ア) 地震発生時の安全行動
- (イ) 登下校時等の安全行動等

2 教育指導方法

児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

(3) 職員への教育

町は、南海トラフ地震等に関する知識等、発災時に職員が果たすべき役割に相応した防災教育を実施する。

① 主な実施事項

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合に具体的に取り組むべき行動に関する知識
(教職員の分担業務、学校に残留する児童・生徒等の保護方法)
- 4 南海トラフ地震等が発生した場合に職員が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

(4) 自動車運転者に対する教育

町は、東京都公安委員会が実施する、以下の教育指導等について、周知等の協力を行う。

① 教育指導事項

- 1 南海トラフ地震での津波の基本的事項
- 2 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- 3 自動車運転者の取るべき措置
- 4 その他の防災措置等

② 教育指導の方法

- 1 運転免許更新時の講習
- 2 安全運転管理者講習
- 3 自動車教習所における教育、指導

第5 事業所に対する指導等

(1) 南海トラフ地震防災対策計画の作成

津波による災害を防止するため、下記の条件に該当する施設等の管理者・運営者は、特別措置法第7条に規定する南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成する。

① 対策計画の作成義務者

対策計画（準用（みなし）される計画を含む。以下この項について同じ。）の作成を法律上義務付けられている者（以下「対策計画作成義務者」という。）は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定める「対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者」であり、都が作成した津波浸水想定区域において、水深30 cm以上の浸水が想定される区域における、特別措置法第7条第1項各号及び特別措置法施行令第3条各号に掲げる、旅館、市場等の不特定多数の者が出入りする施設、危険物施設、電気・水道等の施設、旅客航路事業等を管理又は運営する者である。

なお、推進地域内で作成義務を生じない地区においても、自主的に対策計画を作成することが望まれる。

② 作成期限

対策計画作成義務者は、推進地域の指定の日から6か月以内に、また事業を開始する等により対策計画作成の義務が生じるときは、事業の開始に先立ち対策計画を作ることとされている。なお、施設の拡大、事業内容の変更等により対策計画を変更する必要があるときは、対策計画を変更しなければならない。

③ 対策計画に記載すべき事項

ア 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

A 各計画において共通して定める事項

- 1 津波に関する情報の伝達等
- 2 避難対策
- 3 応急対策の実施要員確保等

B 個別の計画において定める事項

- 1 病院、百貨店その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者が行う、津波情報等の顧客等への伝達、避難のための措置等

イ 防災訓練に関する事項

ウ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

④ 対策計画の届出先等

対策計画の届出先等は、次表により行うものとする。

(2) 事業所に対する指導

対策計画の作成指導については、次表に掲げる届出先の機関が行う。

また、推進地域内で作成義務を生じない事業所に対しても、発災時の対応措置に関して消防計画等、予防規程及び事業所防災計画に定めるよう指導し、定める場合は必要な助言及び支援を行う。

更に、災害発生により、輸送手段等が途絶する可能性があることから、各事業所においても、地域住民等と同様、可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄など、防災対策を働き掛ける。

第3章 南海トラフ地震等防災対策
第1節 災害予防対策

特別措置法施行令第3条の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画又は規程と根拠規程	届出先
1	不特定多数人が出入する以下の用途の防火対象物	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定）	・消防長
	集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）、文化財等	[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・都知事
2	複合用途防火対象物のうち、その一部が以下の用途（不特定多数人が出入りするものに限る）に供されているもので、当該用途部分の収容人員が30人以上のもの	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定）	・消防長
	集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）等	[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・都知事
3	危険物施設	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程（特別措置法第8条みなし規定）	・都知事
11	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業	[一般旅客定期航路事業] 海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の安全 全管理規程（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第3条みなし規定）	・関東運輸局長

第3章 南海トラフ地震等防災対策
第1節 災害予防対策

特別措置 法施行令 第3条の 号	施設又は事業の種類	作成すべき計画又は規程と 根拠規程	届出先
11	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業	[旅客不定期航路事業] 海上運送法施行規則第23条の4 において準用する同施行規則第7 条の2第1項の安全管理規程（南 海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法施行規 則第3条みなし規定）	・関東運輸局長
12	一般乗合旅客自動車 運送事業（道路運送 法、運行管理規程）	旅客自動車運送事業運輸規則第 48条の2第1項の運行管理規程 （南海トラフ地震に係る地震防災 対策の推進に関する特別措置法施 行規則第3条みなし規定）	・都知事
13	学校、専修学校、 各種学校	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8 条の2第1項に規定する消防計画 （特別措置法第8条みなし規定）	・消防長
		[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・都知事
14	社会福祉施設等	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第 8条の2第1項に規定する消防計 画（特別措置法第8条みなし規 定）	消防法施行令別表第一 （六）項ロで収容人員が 10人以上のもの及び同 （六）項ハで収容人員が 30人以上のもの ・消防長
		[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	上記以外の社会福祉施設等 ・都知事
21	水道事業、簡易水道 事業、水道用水供給 事業、専用水道	対策計画	・都知事
22	電気事業	電気事業法第42条第1項に規定 する保安規程（特別措置法第8条 みなし規定）	・経済産業大臣

注）特別措置法施行令第3条の第4～10、15～20、23～24号に規定する施設等については、推進地域内での対策計画を策定する必要がある者の範囲に該当する施設等が存在しないことから、記載していない。

第6 防災訓練の充実

南海トラフ地震に伴う津波による災害が発生した際の防災措置の円滑化を図るため、津波からの迅速な避難や津波警報等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び町における訓練を実施する。

また、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課） 都総務局	1 津波を想定した防災訓練を実施

（2）詳細な取組内容

《町》《都総務局》

- 1 地震の発生により短時間で到来する津波を想定した防災訓練を町と都とが合同で実施するなど、訓練で得られた成果や課題を検証して、町の新たな避難計画の策定及びその後の防災訓練に活かす。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

本節ではこれらの情報が発表された場合の対応について定める。

【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

- 1 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表
- 2 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
- 3 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 2 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 2 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

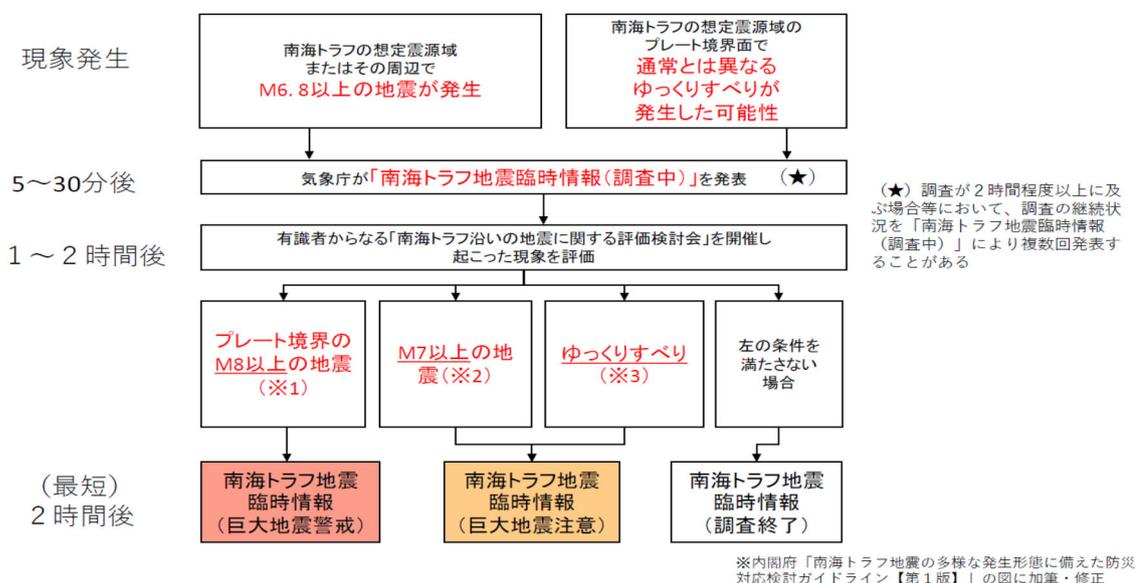
【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

- 1 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

第3章 南海トラフ地震等防災対策
第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 1 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 2 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 3 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	1 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	1 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 2 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	1（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

（資料）気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について（令和元年5月31日）

第1 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

都から情報を受けた町は、直ちに各課及び各出張所に伝達するとともに、教育委員会を通じて町立学校（園）長に伝達する。社会福祉施設に対しても各所管課を通じて伝達する。

また、直ちに状況判断し、防災行政無線、広報車、サイレン等により住民等に周知し、その安全確保に努めるとともに、消防本部・消防団、港湾管理者等と連携して必要な対策を実施する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

都から情報を受けた町は、直ちに各課及び各出張所に伝達するとともに、教育委員会を通じて町立学校（園）長に伝達する。社会福祉施設に対しても各所管課を通じて伝達する。

また、直ちに状況判断し、防災行政無線、広報車、サイレン等により住民等に周知し、その安全確保に努めるとともに、消防本部・消防団、港湾管理者等と連携して必要な対策を実施する。

なお、後発地震に対して、次の期間注意する措置をとる。

- 1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く）が発生する場合：1週間
- 2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合：プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

都から情報を受けた町は、直ちに各課及び各出張所に伝達するとともに、教育委員会を通じて町立学校（園）長に伝達する。社会福祉施設に対しても各所管課を通じて伝達する。

また、直ちに状況判断し、防災行政無線、広報車、サイレン等により住民等に周知し、その安全確保に努めるとともに、消防本部・消防団、港湾管理者等と連携して必要な対策を実施する。

なお、後発地震に対しては、後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第2 住民等の避難

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、先に発生した地震に伴う大津波警報又は津波警報が津波注意報へ切り替わるなど安全が確認された後に、後発地震に備え、高齢者等事前避難対象地域に対し高齢者等避難を、住民事前避難対象地域に対し避難指示を発令し、避難所等へ避難誘導する。

なお、事態が切迫している場合など、災害が発生するおそれが極めて高い状況等において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合などにおいては避難指示を発令する。

また、対象地域外において地震に伴う土砂災害や耐震性に不安がある住居に居住する住民、観光客等についても、必要に応じて避難所等へ避難誘導する。

避難誘導や避難所の開設・管理運営の役割分担等については、第3章第3節第2「避難」（P32参照）に準ずる。

第3章 南海トラフ地震等防災対策
第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

第3 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた機関ごとの対策

(1) 町

- 1 第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画、町地域防災計画等の定めるところにより、都、他区市町村、防災関係機関等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、後発地震の発生等に伴う被害の防止に努める。
- 2 町は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。災害対策本部の設置等については、地域防災計画震災対策編第2部第6章第5節「具体的な取組【応急対策】」(P109 参照)に準ずる。
- 3 防災行政無線だけでなく、適宜他媒体を活用すること等により、住民に対し適切な情報を迅速かつ確実に提供する。災害対策本部から関係機関を通じて町民への情報連絡体制は、地域防災計画震災対策編第2部第7章第5節【応急対策】第1「活動方針」(P136 参照)に準ずる。
- 4 町長は、津波災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警視庁・海上保安庁

町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締りその他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	1 関係機関と緊密な連携を保持しながら、早期に警備態勢を確立して次の警備活動を行う。 (1) 各種情報の収集並びに的確な情報発信 (2) 不法事案等の予防及び取り締まり (3) 地域防犯団体等の行う民間防犯活動に対する指導 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときで、町長若しくはその職権を行う当該町の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を当該町長に通知 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領等について定め、住民等に周知する。 なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町等と連携し、住民等に対し事前避難対象地域内での車両走行は極力控えるように周知する。
第三管区 海上保安本部	1 各種情報の収集及び的確な情報発信 2 海上における治安の維持

第3章 南海トラフ地震等防災対策

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

第4 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた各施設等の取るべき対策

(1) 船舶

後発地震による被害を防ぐため、必要な情報の伝達、適切な退避措置の実施などにより、船舶の安全を確保する。

(2) 空港・港湾・漁港

空港・港湾・漁港の施設管理者は、施設の点検等を実施するとともに、国、地方自治体等が実施する応急対策活動、緊急輸送活動等に協力する。

(3) 水道、電気、ガス、通信施設等

町は、後発地震が発生した場合に備え飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に必要な人員、資器材の確保、情報収集連絡体制等を構築する。

対策内容は、第3章第3節「第10 水道、電気、ガス、通信施設等の応急・復旧対策等」(P48)に準ずる。

(4) 公共施設等

第3章第3節「第11 公共施設等の応急・復旧対策」(P49)に準ずる。

(5) 飲料水・食料・生活必需品等の確保

後発地震の発生に伴う津波により港湾施設等が大きな被害を受けた場合は、船舶を利用した物資輸送が困難となり、飲料水・食料・生活必需品等が不足することが想定される。

このため、発災後1週間程度は原則として地域内で対応することを目標に、自助、共助、公助が相互に補完できる体制を整備するなど効率的、効果的に飲料水・食料・生活必需品等を確保する。

また、公助においては、地域特性を踏まえ、都及び町の役割分担等を整理した上で、飲料水・食料・生活必需品等を確実に確保するために、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、町は必要に応じて都に物資の要請を行う。

対策内容は、第3章第3節「第9 飲料水・食料・生活必需品等の供給」(P45)に準ずる。

第3節 災害応急対策

本節では、町における津波災害等に対応するための災害応急対策について定める。

第1 津波情報の収集・伝達

津波による災害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、津波災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

① 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模及び位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さ(※)を求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下「津波警報等」という。)を発表している。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられている。

津波警報等とともに発表される予想津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表される大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表され、非常事態であることが表現される。

予想される津波の高さが定性的表現で発表された場合は、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等が更新され、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等は次のとおりである。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】(気象庁ホームページ参照)

種類	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	数値での発表(発表基準)	定性的表現での発表	
大津波警報	10 m 超 (10 m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
	10 m (5 m < 予想高さ ≤ 10 m)		
	5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		
津波警報	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(※) 津波の高さとは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波警報等の留意事項等

- 1 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 2 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容が更新される場合がある。
- 3 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等は解除される。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断された場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除される場合がある。

(2) 津波情報

① 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表している。

以下に、津波情報の種類と発表内容等を示す。

【津波情報の種類と発表内容】

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さ	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、上記（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	その他	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1.0 m 超	数値で発表
	1.0 m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m 以上	数値で発表
	0.2 m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	（全ての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された観測点ごとの最大波の観測時刻と高さ及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容】

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3.0 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3.0 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1.0 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1.0 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（全ての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

- ・ 沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていないほかの観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

② 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 1 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 2 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 1 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- 1 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 2 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- 1 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- 2 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

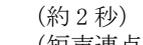
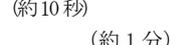
【津波による災害が起こるおそれがない場合の発表内容】

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を地震情報に含めて発表
0.2 m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2 m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業、釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波警報・注意報の予報文及び標識

津波警報・注意報の津波予報文及び標識は次のとおりである。

【津波予報文と標識】(予報警報標識規則(気象庁)参照)

予報の種類	解説	標識	
		鐘音	サイレン音
大津波警報	高いところで 5 m 程度(又は 10 m 程度・10 m 以上)の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	 (連点)	 (約 3 秒)  (約 2 秒) (短声連点)
津波警報	高いところで 3 m 程度の津波が予想されますので、警戒してください。	 (2 点)	 (約 5 秒)  (約 6 秒)
津波注意報	高いところで 1 m 程度の津波が予想されますので、注意してください。	 (3 点と 2 点との班打)	 (約 10 秒)  (約 2 秒)
その他	津波なし	—	—
	津波警報解除	 (1 点 2 個と 2 点との班打)	 (約 10 秒)
	津波注意報解除		 (約 1 分)  (約 2 秒)

- (注) 1 津波警報・注意報を発表した場合、津波情報として、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。
2 津波による災害のおそれがない場合には、津波予報として、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について発表する。
3 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
4 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

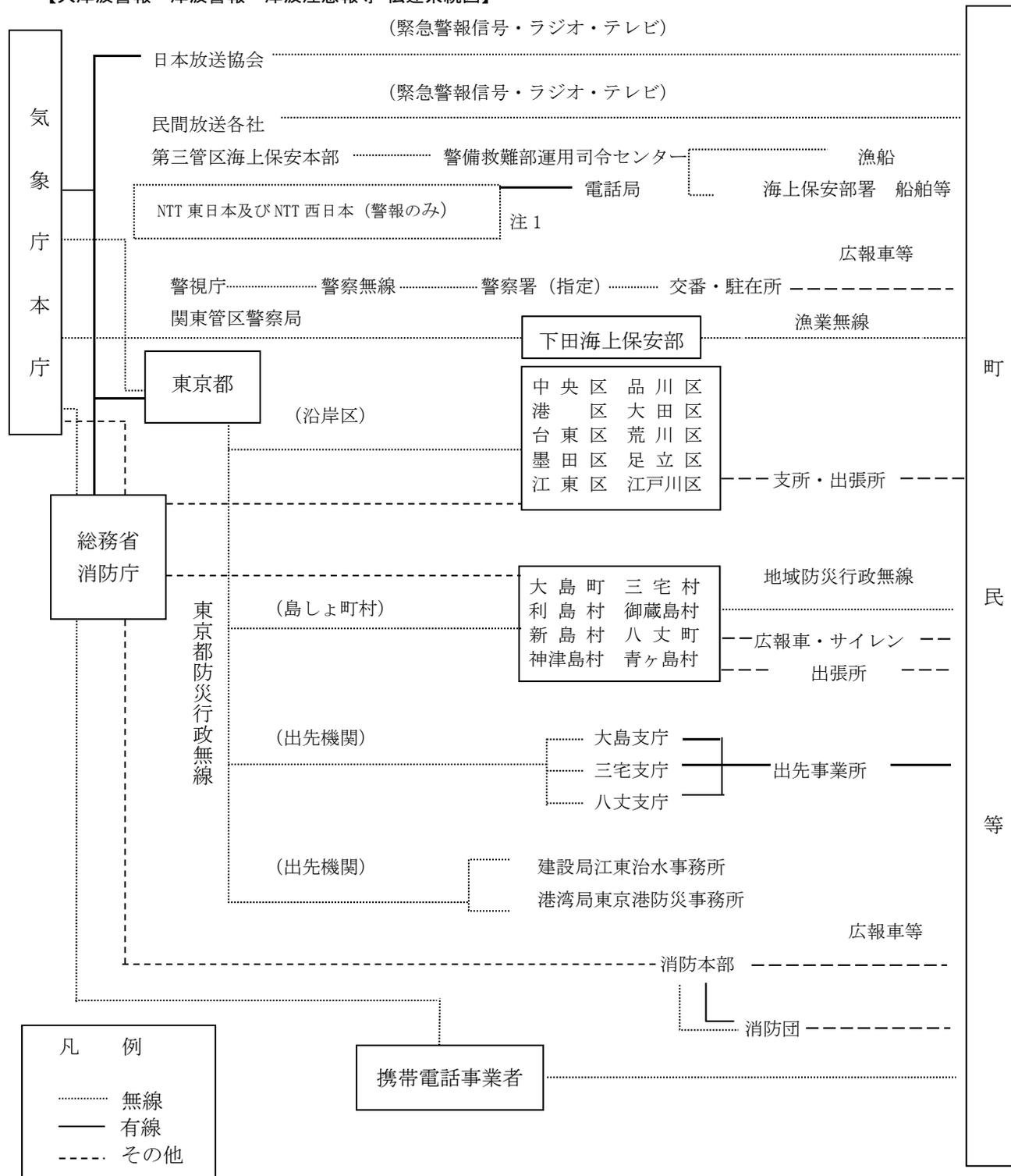
(5) 津波警報等の伝達

津波から町民及び観光客等を守るためには、情報を迅速に伝達することが非常に重要となることから、町等は、伝達ルートに関係なく最初の津波警報等に接したときは、直ちに地域防災無線、サイレン等により町民や観光客、船舶等に広報するなどの確な措置を行う。

各機関の役割は、次のとおりである。

機関	伝達方法
町（総務部）	1 津波警報等を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を実施 2 津波警報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、地域防災行政無線、広報車、サイレン等により関係する地域住民等に周知
町（消防部）	1 町（総務部）からの情報に基づき、地震による津波が発生するおそれがあるときは、直ちに消防団に一斉通報し、消防団は町民に周知
東京管区 気象台	1 津波警報等を発表した場合、防災情報提供システム、気象情報伝送処理システムを用いて、総務省消防庁、関東管区警察局、警視庁、第三管区海上保安本部、NTT 東日本、NTT 西日本、日本放送協会、関東地方整備局、都、町及び緊急放送を行う放送局に通知（【大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図】の通り）
N T T 東日本	1 気象庁から津波警報等を受けたときは、FAX により関係機関に通報
都総務局	1 気象庁から津波警報等を受けたときは、防災行政無線によって、町、支庁等にその旨を通報
都産業労働局	1 津波警報等を受けたときは、指導用海岸局から漁業無線によって漁船にその旨を通報
都建設局	1 津波警報等を受けたときは、総務部は直ちに局内に周知を図り、河川部は各建設事務所及び江東治水事務所に連絡し、これらの事務所は、各出先機関や関係者等に周知
都港湾局	1 津波警報等を受けたときは、総務部は直ちに離島港湾部、東京港管理事務所及び東京港建設事務所に連絡し、これらの事務所は、各出先機関や関係者等に周知
警視庁 八丈島警察署	1 気象庁から津波警報等の通知を受けたときは、直ちに八丈警察署に対し津波警報等の発表を伝達 2 八丈警察署は、直ちに交番・駐在所に伝達するとともにパトカー等を活用して危険区域の地域住民等に広報 3 八丈警察署の交番・駐在所勤務員は、危険予想区域を優先に、広報資器材を活用して地域住民等に周知
第三管区 海上保安本部	1 巡視船艇、ヘリコプターにより適宜港内及びその周辺を巡回し、港内及びその付近に在泊する船舶に対して拡声器、横断幕等により周知 2 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターほか各海岸局から、国際 VHF (16ch) 156.8Mhz で船舶向けに周知 3 各港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等により関係者及び在港船舶に伝達

【大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図】



※ 気象庁本庁から「NTT 東日本及びNTT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。なお、「NTT 東日本及びNTT 西日本」からは、地元電話局を経由して島しょの町村及び都支庁に伝達される。

※ 八丈町災害対策本部から関係機関を通じて町民への情報連絡体制は、地域防災計画震災対策編第2部第7章第5節【応急対策】 第1「活動方針」P136に準ずる。

(6) 船舶の安全確保対策

船舶は、町と本土を結ぶ交通手段として生活上重要な役割を果たしている。災害時においても、救援物資及び人員の円滑な輸送を図るため、港湾施設の整備、適切な退避措置の実施などにより、船舶の安全を確保する必要がある。

各機関が実施する安全確保対策については、次のとおりとする。

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾又は漁港において、津波災害が発生するおそれがある場合で避難に十分な時間的余裕のある場合は、停泊中の船舶に対して、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置を講じる。 2 また、港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を取るよう伝達する。
八丈支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波情報を受けた場合、町及び警察署並びに漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用した、津波情報の伝達や、避難に十分な時間的余裕のある場合は、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置を講じる。 2 また、港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を取るよう伝達する。
第三管区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶の安全を確保するため、津波災害の発生が予想される場合で避難に十分な時間的余裕のある場合は、次の措置を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> a 港内又は沿岸付近にある船舶に対して、港外又は沖合等安全な海域へ避難すること、避難できない船舶等は、係留策の強化等必要な安全措置を講じることを命令又は勧告する。 b 危険物荷役中の船舶に対して、作業の中止等を命令又は勧告する。 c 避難誘導にあたっては、船舶交通が輻そうする海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。
東海汽船	<ol style="list-style-type: none"> 1 第三管区海上保安本部等から勧告又は情報伝達があった場合、それに従って対処する。 2 事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極限防止を図る。
漁業無線局	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波情報が出された場合、町及び警察署並びに漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用した、津波情報の伝達や、避難に十分な時間的余裕のある場合は、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置を講じる。 2 港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を取るよう伝達する。

第2 避難

津波災害時には、広範囲にわたり、町民の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。このため、迅速かつ的確な避難対策を講じ、町民等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

(1) 避難指示

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務部）	1 避難指示
都総務局	1 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、町長の代行（避難指示、応急措置）） 2 町からの要請に関する都関係各局との連絡調整
警視庁	1 （町長が避難指示できない場合）警察官による避難指示
第三管区 海上保安本部	1 港内外にある船舶等に対して必要な命令又は勧告を行う。

② 詳細な取組内容

《町（総務部）》

- 1 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表により避難指示を実施する際の発令基準と避難の対象とする地域は以下の通りとする。

	発令基準	対象地域
避難指示	津波注意報の発表された場合は自動的に発令する。	主に漁業従事者、港湾施設等で仕事をする者、海岸付近にいるすべての者を対象とし島内全域
	大津波警報、津波警報の発表された場合は自動的に発令する。	島内全域（標高 30m 以下の地域）
	停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合は可能な限り速やかに発令する。	島内全域（標高 30m 以下の地域）

- 2 町長は、津波情報等の発表を待たず、浸水予想区域への立入り規制を行う必要があると認めるときは、支庁長、警察署長等と協議の上、立入り規制を行う。
- 3 町長は、津波災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、必要があると認めるときは、警察署、消防本部に連絡の上、避難のための立退きの指示を行う。
- 4 南海トラフ巨大地震等の強い地震が発生し、津波警報等の情報を報道機関等から入手した場合、あるいは津波情報の伝達があったときは、町長は、基本的に直ちに町民等に対して避難の指示を発令するものとする。
- 5 町長は、立入り規制、避難のための立退きの指示の措置を取った場合、直ちに、支庁長を経由の上都総務局（総合防災部防災対策課）に報告するとともに、関係防災機関に通知する。

第3章 南海トラフ地震等防災対策

第3節 災害応急対策

- 6 町長は、津波災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 7 町長は、津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、町民等が海浜から自らの判断で退避するよう命令するものとする。
- 8 町長は、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報がすべて解除された段階を基本として、発令を解除するものとする。また、浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等がすべて解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除するものとする。

《都総務局》

- 1 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

《警視庁》

- 1 警視庁は、危険が切迫した場合において、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合警察官は、直ちに町長に通知する。

《第三管区海上保安本部》

- 1 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の命令を行う。

(2) 避難誘導

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務部、福祉健康部）	1 町民等の避難誘導 2 要配慮者に関する情報収集、安否確認
町（教育部） 都教育庁	1 児童・生徒の避難誘導
八丈島警察署	1 町民の避難誘導

② 詳細な取組内容

《町（総務部、福祉健康部）》

- 1 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、町民等は、テレビ等の放送を聴取する必要がある。このため、町長は、あらかじめ、津波発生時の対応について町民等に周知徹底しておくものとする。
- 2 地震発生後の海面状況の監視、避難指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、海水浴場管理者などの観光施設等管理者の協力が得られるようにしておく。また、安全な避難場所を定め、町民等に周知徹底を図る。
- 3 避難指示をした場合、町は、八丈島警察署、消防団等の協力を得て、可能な限り地域又は自治会・地区組織単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。この場合、町は避難所に職員を派遣するか又は避難所の管理責任者と連絡を密にして、常に情報を共有する。
- 4 避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
- 5 高齢者や障害者等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

《町（福祉健康部、教育部）、都教育庁》

- 1 町から避難指示が出た場合、校長・園長及び教員・職員は、地域の防災機関と連絡を取り、計画に従い避難誘導を行い、児童・生徒・園児の安全を図る。

《八丈島警察署》

- 1 避難指示が出された場合には、町に協力し、あらかじめ指定された避難所等へ避難誘導する。
- 2 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合、避難指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。
- 3 津波から避難させるための高台等への自主的避難を行わせる。
- 4 避難誘導にあたっては、防災行政無線（同報系）、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たる。
- 5 また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。
- 6 避難指示に従わないものについては、危険性等を説明して避難するよう説得する。

(3) 避難所の開設・管理運営

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務部、福祉健康部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（福祉避難所含む）の開設 2 避難所の開設状況を東京都災害情報システム（DIS）へ入力 3 避難所の運営等対策 4 食料・生活必需品等の供給 5 被災者に対する炊出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊出し等について支庁を通じて、都福祉保健局に応援を要請 6 避難者に対する健康相談 7 避難者に対する食品の衛生的な取扱指導 8 避難所におけるトイレ機能の確保 9 保健衛生上必要な入浴の確保に努め、町民へ情報提供 10 感染症予防についての周知、患者発生時の感染拡大防止対策 11 避難所における防火安全性の確保
八丈支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 町から応援要請を受け、避難所の開設運営に協力
島しょ保健所 八丈出張所 (都福祉保健局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町からの報告に基づき、避難所の開設状況を把握 2 町の避難者に対する健康相談支援 3 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の指導 4 「食品衛生指導班」による食品の安全指導 5 避難者に対する食品の衛生的な取扱指導 6 町の衛生管理対策支援 7 食料、生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都福祉保健局長は、都本部に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して救護ボランティアの応援要請等の措置を講じる。
都教育庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 都立八丈高等学校に避難所を開設する場合の運営協力

② 詳細な取組内容

《町（総務部、福祉健康部）》

- 1 避難所（福祉避難所含む）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者及び開設予定期間等を速やかに支庁及び都福祉保健局に報告するとともに警察署、消防本部等関係機関に連絡する。
- 2 報告については、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。ただし、人員不足等により入力が困難な場合は支庁に代理入力を依頼する。
- 3 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資等を速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。
- 4 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。
- 5 自宅や避難所で生活している高齢者、障害者等の要配慮者に対し、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。
- 6 可能な限り自治会・地区組織単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受入れる。
- 7 避難所に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に

応じた情報提供手段を取るものとする。

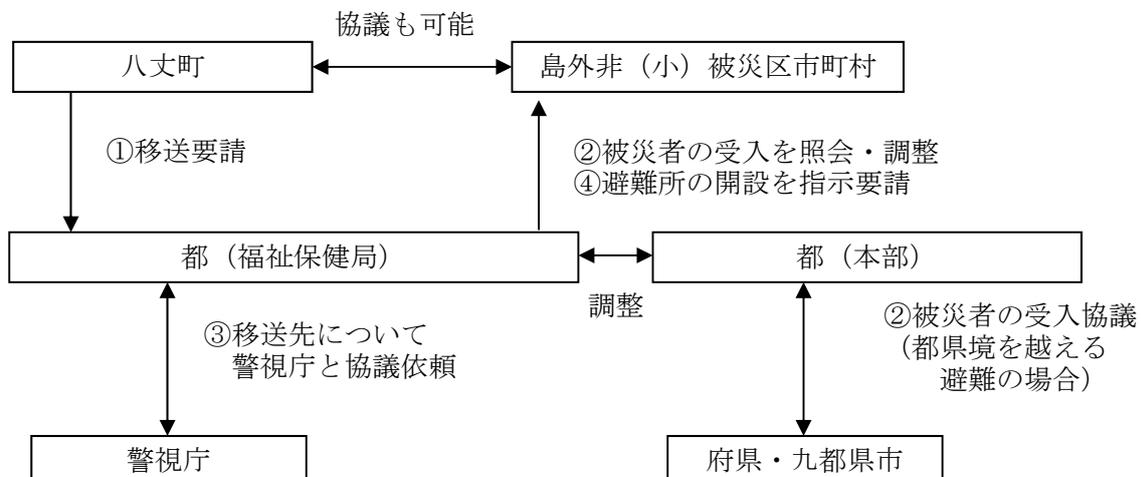
- 8 その他については、地域防災計画震災対策編第2部第9章第5節【応急対策】第4 「避難所の開設・管理運営」(P197) に準ずる。

(4) 被災者の島外への移送

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町	1 移送について知事(都福祉保健局)に要請 2 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 3 避難所運営への積極的な協力
都総務局	1 都県境を越える避難についての調整
都福祉保健局	1 被災者の移送先の決定 2 移送先の区市町村との調整 3 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 4 町による要配慮者等の移送支援
国・都	1 観光客等の一時滞在者に対し、船舶等による代替輸送手段を確保
東海汽船・漁協	1 町又は支庁から島外への輸送の要請があったときは、これに協力をする。

【移送先の決定】



※なお、移送に伴う交通手段等の調達については、地域防災計画震災対策編第2部第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」(P203) 参照

② 詳細な取組内容

《町(総務部、福祉健康部)》

- 1 町長は、避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の島外への移送について、支庁長を通じて、知事に要請する。なお、相互応援協定等の締結先町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。
- 2 被災者の島外への移送を要請した場合、町は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- 3 島外への避難を行う場合は、集合位置、移動手段、携行品の制約等、具体的情報提供を行う。

《都総務局》

- 1 都総務局は、都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行う。
- 2 都総務局は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請することができる。
- 3 町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災者の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災者について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、その全部又は一部の事務を町長に代わり実施する。

《都福祉保健局》

- 1 被災地の町から被災者の移送の要請があった場合、被災者の移送先を決定する。
- 2 島外への避難を行う場合は、集合位置、移動手段、携行品の制約等の情報提供を行う。
- 3 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制の整備を要請する。
- 4 被災者の移送方法については、町と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、船舶、ヘリコプター及びバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁等の協力を得て実施する。
- 5 要配慮者の移送手段については、町による調達が困難な場合に、都福祉保健局が関係各局等の協力を得て調達する。
- 6 被災地以外の避難所等に避難した被災者に対しても、避難先の区市町村において救援に協力するよう連絡する。

第3 応急活動体制

南海トラフ地震による被害は、極めて広域的かつ甚大になると想定されると同時に、人的・物的資源や被害情報等が不足する可能性がある。そのため、町、都、その他関係防災機関は、被害の全容の把握を待つことなく、直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより被害を最小化することが何よりも重要である。

そのため、津波災害が発生した場合、都、町及びその他の関係防災機関は防災対策の中核機能として、それぞれ災害対策本部を速やかに設置するなど、防災業務の遂行に当たることが必要である。

町、都、各防災機関の活動体制は、地域防災計画震災対策編第2部第1章「町、都及び防災機関等の基本的責務と役割」（P19 参照）及び地域防災計画震災対策編第2部第6章第5節「具体的な取組」（P104 参照）に準ずる。

第4 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地域防災計画震災対策編第2部第11章第5節【応急対策】第10「災害救助法等の適用」（P229 参照）に準ずる。

第5 救出・救助・救急活動体制

津波による被害を最小限にとどめるため、消防本部等の発災時の活動をあらかじめ定め、救出・救助活動を迅速かつ円滑に実施する体制を整備するとともに、町と都及び関係機関は、相互に連携し、被災者の医療救護に万全を期することで、人命の安全を図る。

(1) 救出・救助活動

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（消防本部）	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出・救助活動の実施に当たり、関係機関と情報の共有その他緊密な連携を取り、運用の万全を図る。 2 被害その他の状況により、必要があると認めるときは、支庁を通じて都本部及び関係機関に対し、応援を要請する。 3 災害事故現場における救急、救助活動の内容は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> a 傷病者の救出作業 b 傷病者に対する応急措置 c 傷病者の担架搬送並びに輸送 d 緊急医療品、資器材並びに医療班（医師・看護師）等の緊急輸送 e 救護所等より常設医療機関への輸送 f 重篤傷病者の緊急避難、輸送 4 救助・救急の実施要領は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> a 障害物のため自力で脱出できない傷病者について、各種救助用資器材と人員を活用し、その危難を排除し生命身体の安全を確保する。 b 被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創症部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人口呼吸並びに緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化進展防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。 c 救出された傷病者及び応急救護処置を施した傷病者を担架隊による救護所への搬送並びに医療機関等への緊急分散輸送を行う。 5 消防団員は警察官と相互に連絡・協力し、また、町民の協力を得て被災者の救出に努める。 6 町長は、必要に応じ、職員による救出班を編成し救出活動に当たる。
警視庁 八丈島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出・救助活動は、生存者の救出を最優先に部隊を投入する。 2 救出した負傷者は、速やかに現場救護所や医療機関に引継ぐ。 3 救出・救助活動は、保有する資器材を有効に活用する。 4 関係機関と連携協力し、負傷者等の救出・救助の万全を期する。
八丈支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救急に関し町から要請があった場合は、関係機関に対し依頼する。 2 津波災害等による操業漁船の遭難事故対策については、主として海上保安署の巡視船による海難救助活動によるが、都としては水産センターの漁業指導船を転用することにより対処する。
都総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町における消防機関の応援体制が必要となった場合に備え、応援体制の事前調整 2 他の道府県から緊急消防援助隊を受入れることとなった場合に備え、総務省消防庁及び東京消防庁と連携を図り、受入れ態勢を確保 3 救出・救助に関し町から要請があった場合は、関係機関に対し依頼 4 救出・救助に関する関係機関からの要請があった場合、協定団体（建設機械等を保有する団体等）等に対し協力を依頼
東京消防庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 町から要請があった場合、消防応援協定及び島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割に関する協定に基づき、関係機関と連携して対応する。

機関名	対策内容
東京消防庁	2 ヘリコプターによる情報収集を状況に応じて実施するとともに、災害に対応した資器材を活用して、組織的な救出・救助活動を実施する。 3 傷病者の島外への搬送は、ヘリコプター等を活用して迅速に行う。 4 関係機関と協力し、負傷者等の救出・救助に当たる。
自衛隊	1 知事からの派遣要請に基づき、部隊を派遣する。主な活動は下記のとおり。 a 被害状況の把握 b 避難の援助 c 避難者等の捜索援助 d 人員及び物資の緊急搬送 e 応急医療、救護及び防疫等
第三管区 海上保安本部	1 遭難船舶、遭難者の救助は、巡視船艇及び航空機等により行う。 2 被災者の救出活動は、被災者の乗下船の場所、運送方法等について、都本部と協議の上実施する。 3 都知事の要請に基づき、巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所を提供する。

(2) 医療救護活動

医療救護の必要を認めた場合には、医療救護班等を編成し医療救護活動を実施する。

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（医療部）	1 医療救護班の編成 2 町の能力では医療救護活動が十分でないとき認められるときは、支庁を通じて、都福祉保健局に応援を要請
八丈支庁	1 町から医療救護に関する要請があったときは、都本部に連絡
都福祉保健局	1 町から応援要請があった場合、又は医療救護班等の応援が必要と認められた場合は、医療救護班等と医療用資器材の応援を実施 2 都が派遣する医療救護班等は、町の設置する医療救護所又はその指定する場所で医療救護活動を実施 3 必要に応じて都医師会、日本赤十字社東京都支部、関東信越厚生局等に医療救護班等を、都歯科医師会に歯科医療救護班を、都薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請
島しょ保健所 八丈出張所	1 医療救護班に対する支援業務を行う。
第三管区 海上保安本部	1 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日本赤十字社東京都支部との協定により、医師の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に引渡す必要のあるものについては、直ちにその措置を講じる。
日本赤十字社 東京都支部	1 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 2 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、医療及び助産救護活動を行う。 3 血液救護班は、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を行う。

② 詳細な取組内容

《町（医療部）》

- 1 町は、災害時において即時に医療救護活動を行えるよう、現地で開業又は勤務する医師等の協力を得て、医療救護に必要な医療救護班を編成する。
- 2 医療救護班等の活動内容及び編成については、第2部第8章第5節【応急対策】第1－2「初動期の医療救護活動」（P157 参照）に準ずる。
- 3 救助・救急の実施要領は、次のとおりである。
 - (ア) 障害物のため自力で脱出できない傷病者について、各種救助用資器材と人員を活用し、その危難を排除し生命身体の安全を確保する。
 - (イ) 被災傷病者に対する止血、鎮痛処置、創症部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸並びに緊急処置等、医療手術を受けるまで、症状悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。
 - (ウ) 救出された傷病者及び応急救護処置を施した傷病者を担架隊による救護所への搬送並びに医療機関等への緊急分散輸送を行う。

《都福祉保健局》

- 1 都の派遣した医療救護班等は、町長が設置した医療救護所において医療救護活動を実施することを原則とする。
- 2 島しょ保健所八丈出張所は、医療救護班に対する支援業務を行う。
- 3 被災者が、都内又は近隣の施設へ島外避難した場合には、知事は、必要に応じて避難先県等の協力を求めて、医療の確保に万全を期する。
- 4 都の医療救護班等に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、都福祉保健局長が定める者が行う。

(3) 負傷者等の取扱

入院治療を必要とする負傷者など町の医療機関で対応できない場合、町は、都及び関係防災機関との密接な連携により、島外の医療機関に搬送する。

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（医療部）	1 医療救護活動に従事する医師等の要請に基づき、負傷者等の搬送及び受入医療機関の確保を都（支庁）に要請
八丈支庁	1 町長から負傷者等の島外への搬送等を要請されたときは、搬送手段及び受入医療機関の確保について、都本部に要請
都本部 （都総務局） （都福祉保健局）	1 被災地から島外医療機関までの負傷者等の搬送及び受入医療機関の確保に関する連絡調整

② 詳細な取組内容

《町（医療部）》

負傷者等の搬送体制については、地域防災計画震災対策編第2部第8章第5節【応急対策】第1－3「負傷者等の搬送体制」（P160 参照）に準ずる。

《都総務局》《都福祉保健局》

- 1 町から負傷者等の搬送要請等を受けた場合、次のように対応する。
 - (ア) 航空又は海上輸送手段を有する関係防災機関の出動を要請し、迅速かつ的確な患者搬送を実施
 - (イ) 必要に応じて添乗医師を確保
 - (ウ) 受入医療機関を確保

(4) 医薬品・医療資器材の備蓄・受給体制

町長は、医薬品・医療資器材の不足により医療救護活動に支障をきたすと認めた場合は、支庁を通じ都本部に補給を要請する。

都は、医薬品・医療資器材に不足が生じた場合、供給協定を締結している関係団体等から調達するとともに、関係防災機関の協力を得て、迅速な輸送・供給体制を確保する。

町は、関係防災機関の協力を得て、町内における輸送体制を確保する。

第6 消防・危険物対策

津波による火災及び危険物等の漏えい防止など、消防機関及び危険物施設等の管理者の発生時の活動をあらかじめ定め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

本章では、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 消防機関活動体制

消防機関が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 火災、水防等の防除のための警戒
- 3 津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保
- 4 火災発生の防止、初期消火についての町民への広報
- 5 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- 6 地震防災応急対策の実施の指導
- 7 迅速な救急救助のための体制確保

(2) 消防の広域応援

町は、発災後、町における消防機関の応援体制が必要となった場合には、応援要請をするものとする。

(3) 町民（事業所）に対する呼びかけ

対象	事項	内容
町民	情報の把握	テレビ、町からの情報に注意する。
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認を行う。
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認を行う。
事業所		発災時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等あらかじめ定められている発災時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

(4) 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

危険物等の漏えいなどの拡大防止等の危険物施設の管理者等の活動については、地域防災計画震災対策編第2部第3章第5節【応急対策】第3「危険物等の応急措置による危険防止」P65に準ずる。

第7 相互応援協力・派遣要請

地震に伴う津波により被害を受け又は受けるおそれがある場合、国による支援のほか、地方公共団体間の広域的な相互応援協力又は各防災機関との連携により災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

ここでは、相互応援協力・派遣要請について必要な事項を定める。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（総務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 八丈支庁長を通じて、知事に応援又は応援のあつせんを求める。 2 町村間相互の応援協力について実施する。 3 区域内の応援協力について実施する。 4 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣要請を要求する。 5 いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知する。
都総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあつせんする。 2 他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施する。 3 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は町から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。
防災機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 知事に応援又は応援のあつせんを求める。 2 防災機関相互の応援協力について実施する。 3 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、知事に対して依頼する。 4 いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。

(2) 詳細な取組内容

《町（総務課）》

- 1 相互協力については、地域防災計画震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第3-3「防災機関等の相互協力」（P124）に準ずる。
- 2 自衛隊への災害派遣要請については、地域防災計画震災対策編第2部第6章第5節【応急対策】第3-4「自衛隊に対する派遣要請」（P125）に準ずる。

第8 警備・交通規制

津波災害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予測される。このため、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

(1) 警備

① 警備活動

機関名	対策内容
警視庁 八丈島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、関係機関と緊密な連携を保持しながら、早期に警備態勢を確立して次の警備活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> a 被害実態の把握及び各種情報の収集並びに的確な情報提供 b 交通規制 c 被災者の救出救助及び避難誘導 d 行方不明者の捜索及び調査 e 遺体の調査等及び検視 f 公共の安全及び秩序の維持 2 災害現場において、町長若しくはその職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を町長に通知。
第三管区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波情報等の伝達に関する事 2 震災に関する情報の収集に関する事 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関する事 4 排出油の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関する事 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測及び航路標識等の復旧)に関する事 6 海上における治安の維持に関する事 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事 8 その他、震災応急対策に必要な事項

② 詳細な取組内容

《警視庁》

- 1 警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置を取る。
- 2 必要に応じて機動隊、警視庁特殊救助隊等の支援部隊を警察署に派遣する。
- 3 町民等の生命、身体、財産の保護及び被災地における治安維持に万全を期す。
- 4 町に対する協力
 - (ア) 町長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。
 - (イ) 町の緊急輸送車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

- (ウ) 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。
- (エ) 装備資器材の調達及び備蓄
- (オ) 推進地域内警察署に装備資器材を保有しておく。
- (カ) 災害発生時に不足する装備資器材については、別途警視庁本庁への応援要請及び民間業者からの借上げにより調達する。

(2) 交通規制

① 交通対策

《八丈島警察署》

ア 交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を支庁・町（本部長）に通報する。

イ 交通規制

警察署長は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

② 海上交通規制

《第三管区海上保安本部》

ア 規制措置

- 1 船舶が輻そうする海域に巡視船艇を配置して、船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合で船舶交通に危険が生じるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

- (ア) 船舶海難の発生
- (イ) 岸壁等係留施設、その他海上構造物の損壊
- (ウ) 大量の危険物の海上流出
- (エ) いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上流出

③ 航空機対策

《八丈島空港》

ア 運航対策

津波災害が発生した場合、都港湾局が所管する八丈島空港は、国及び地方自治体の応急対策活動又は緊急輸送活動が終了するまで、これらの機能及び定期航空運送事業を除き閉鎖する。

第9 飲料水・食料・生活必需品等の供給

被害が広域かつ甚大な場合、サプライチェーンの寸断から物資が絶対的に不足する。津波により港湾施設等が大きな被害を受けたとき、長期間にわたり、飲料水・食料・生活必需品等が不足することが予測される。そのため、発災後1週間程度は原則として地域内で対応できることを目標に、自助、共助、公助が相互に補完できる体制を整備するなど効率的、効果的に飲料水、食料、生活必需品等を確保する。

(1) 飲料水の供給

町は、災害時の応急給水のため給水計画を定め、給水態勢を確立する。

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町 (輸送・給水部)	1 災害時の給水は、原則として町が実施する。このため、給水計画を策定し、飲料水の確保を図る。 2 東京都に給水や資器材等の応援を要請する場合は、支庁を経由する。
八丈支庁	1 町の要請に応じ、町に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡に当たる。 2 被害状況に応じ、資器材等を輸送する。
島しょ保健所 八丈出張所	1 飲料水が塩素で消毒されているかの確認 2 町民（避難所管理者等）への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 3 町民（避難所管理者等）への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導
都総務局	1 町及び支庁の要請を取りまとめ 2 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請
都水道局	1 都総務局からの応援要請があった場合は、都水道局が保有する資器材等による応援を実施

② 詳細な取組内容

《町（輸送・給水部）》

- 1 被災者に給水を行う場所は、給水拠点とする。
- 2 給水拠点は、浄水場及び配水池とする。必要に応じて、町役場、同出張所又は避難所への設置を検討する。
- 3 飲料水の給水基準は、生命維持に必要な、最小量の飲料水とする。（目安：1日1人当たり3リットル）
- 4 水の輸送は、給水車及びポリタンク等により行う。
- 5 原水の確保ができない等の状況が生じたときは、支庁を通じて、都総務局に対し水の確保に向けた応援を要請する。

(2) 食料、生活必需品等の供給

町は、津波等により避難所で生活をする被災者に対して、速やかに食料、生活必需品等の配布ができるよう、平常時から食料、生活必需品等を備蓄するほか、緊急に食料、生活必需品等を調達しうる措置を講じておき、物資の確保に努める。

また、都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資輸送・調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、町の要請に対し、必要な食料、生活必需品等を調達する。

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町 (総務部、 福祉健康部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都と連携して、分散備蓄等により物資を確保 2 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。 3 備蓄物資を被災者へ給(貸)与
八丈支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 支庁の備蓄物資を放出 2 町長からの要請により、支庁に保管してある備蓄食糧(アルファ化米、クラッカー)を放出する場合は、都福祉保健局長の承認を得る。 3 集積地への移送については、町及び輸送関係機関と密接な連絡を取り対処する。 4 町からの都本部への要請は、支庁を経由して行う。 5 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請
都福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町と連携して、分散備蓄等により物資を確保 2 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。 3 都の備蓄物資を町へ放出
産業労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都福祉保健局長から食料(米穀を除く。)及び調味料についての調達依頼があったときは、副食品(漬物、つくだ煮類)及び調味料(塩を除く、味噌、醤油)を調達する。 2 都福祉保健局長から米穀について調達依頼があったときは、直ちに「米穀関係災害対策実施要綱」に定める方法により農林水産省に出庫等を要請する。
中央卸売市場	<p>都福祉保健局長から生鮮食料品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸業者又は関連業者から、入荷物品や在庫品のうち必要な量を買上げるものとする。</p>
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都では調達困難な生鮮食料品の出荷要請を受けたときは、速やかに管内の生鮮食料品の需給動向を把握し、関係団体等に出荷等の要請を行う。 2 米麦加工食品(精米、小麦粉、乾・生めん、即席めん、パン、ビスケット)、加工食品(缶詰、レトルト食品、漬物)及び調味料(味噌、醤油)等の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。

② 詳細な取組内容

《町(総務部、福祉健康部)》

- 1 町は都と連携して、分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保に努める。
- 2 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定を踏まえ、町の地域特性に応じた最大の避難者数等を基準とする。
- 3 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 4 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

- 5 備蓄倉庫については、避難所として指定した学校の余裕教室等を活用し、浸水から免れる高台又は建物の浸水が及ばない階に設置するなどして、分散備蓄の確保に努める。
- 6 町長は、災害救助法の適用後、食品の給与の必要が生じたときは、状況により食品の調達について、支庁を通じて都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、町長が現地調達する。
- 7 その他、被災者への食料、生活必需品等の給(貸)与については、地域防災計画震災対策編第2部第10章第5節【応急対策】第1「備蓄物資等の供給」(P209参照)に準ずる。

《都福祉保健局》

- 1 町の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、町と連携して、分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保に努める。
- 2 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 3 食料の備蓄においては、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥など要配慮者のニーズを踏まえた食料を確保する。
- 4 災害救助法適用後、町から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物資を放出する。
- 5 町の被災状況を鑑みて緊急を要し、町からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置(プッシュ型支援)を講じる。

(3) 物資の輸送体制

救援物資等の応急対策に必要な物資を輸送する場合は、海上輸送に伴う荷役が発生するなど、複数の事業者が関係し、輸送調整に時間がかかってしまう。

一方、災害時においては、迅速性又は融通性がより一層求められることから、関係する事業者と横断的に調整を図り、迅速にロジスティクスを構築する必要がある。

そのため、既存の協定等に基づく輸送体制をより一層強化する。

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町 (輸送・給水部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町の備蓄(都の事前配置分を含む)・調達する食料、生活必需品等の輸送等の方法について定める。 2 交通及び連絡に便利な公共施設等を災害時における地域内輸送拠点として選定し、支庁に報告する。 3 地域内輸送拠点での支援物資の受入れ荷さばき等作業を、関係機関の協力を得て実施する。 4 島内の輸送手段確保について、車両の調達先及び調達予定数を定めておくとともに、災害時において車両が調達できない場合は、支庁に対し調達あっせんを要請する。
八丈支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 都本部との連絡に当たる。 2 町の選定した地域内輸送拠点を把握する。 3 現地調達及び都本部送付の食品は、八丈支庁倉庫等に集積する。 4 食品の出庫等は産業課の食品配布計画に基づいて行い、町の地域内輸

機関名	対策内容
	<p>送拠点まで輸送した後、町に引渡す。</p> <p>5 町から物資の受入れについて支援要請があった場合、支庁倉庫等を活用する。</p> <p>6 食品の輸送に必要な車両、船舶、労働者は、総務課において調達する。車両等については、原則として支庁保有の車両を第一次的に使用する。</p> <p>7 輸送手段の確保に当たっては、支庁保有の車両又は八丈町漁業協同組合の漁船を活用する。なお、車両、船舶等を調達する際には、町の調達計画に競合しないよう、独自の調達計画を策定し調達する。</p> <p>8 町からの要請も含め輸送手段の確保が困難な場合は、都総務局に要請する。</p>
都総務局	<p>1 輸送に必要な船舶、ヘリコプター等は関係各局及び関係機関に要請する。</p>
都福祉保健局 都港湾局	<p>1 都総務局からの指示に基づき、物資の輸送に関し関係団体、協定団体に要請する。</p> <p>2 受入れ場所（広域輸送基地）の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体、協定団体に要請する。</p>
東海汽船、 八丈島漁業協同組 合	<p>1 町又は支庁から物資の輸送の要請があったときは、これに協力をする。</p>

第10 水道、電気、ガス、通信施設等の応急・復旧対策等

水道、電気、ガス、通信等の施設は、日常生活の基幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設において、広域的な連携活動体制を早期に確立し、全国から要員又は資機材の確保を行うとともに、人命に直接関わる重要施設に関するライフライン等の応急対策活動を迅速に実施しなければならない。

防災関係機関は、地震が発生した場合において、地域防災計画震災対策編第2部に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

また、危険物、毒劇物取扱施設等においても、施設の実態に応じた措置が必要である。

(1) 水道施設

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、町は、これに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、実情に即した判断のもとに、緊急配水調整を行い、断水区域を限定した上、応急・復旧対策を実施する。

① 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
町（輸送・給水部）	1 水道の施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を行い、その機能を維持する。
八丈支庁	1 町の実情に応じ、町に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡に当たる。 2 被害状況に応じ、資機材の輸送を行う。
都水道局	1 必要に応じ、技術職員を派遣し、水道の応急復旧工事に関する技術的支援、指導に当たる。
都福祉保健局 （島しょ保健所）	1 必要に応じて、飲料水の衛生管理指導を行う。

その他、地域防災計画震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第6「水道施設」(P84) に準ずる。

(2) 電気施設

地域防災計画震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第7「電気施設」(P86) に準ずる。

(3) ガス

地域防災計画震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第8「高圧ガス施設」(P88) に準ずる。

(4) 通信施設

地域防災計画震災対策編第2部第4章第5節【応急対策・復旧対策】第8「通信施設」(P89) に準ずる。

(5) 危険物、毒劇物施設等

地域防災計画震災対策編第2部第3章第5節【応急対策】第3「危険物等の応急措置による危険防止」(P65) に準ずる。

第11 公共施設等の応急・復旧対策

地域防災計画震災対策編第2部第3章第5節【応急対策】第2-3「社会公共施設等の応急対策」(P63) に準ずる。

地域防災計画震災対策編第2部第3章第5節【復旧対策】第1-2「社会公共施設等の復旧」(P67) に準ずる。

災害復興計画については、地域防災計画震災対策編第3部「災害復興計画」(P249) に準ずる。